

3-1

5節 大綱3：健康・福祉の充実

地域福祉



■ 主担当課 社会福祉課 ■ 関係課 市民協働課・高齢者福祉課・子育て支援課

小施策

- 1 地域福祉
- 2 重層的支援

5年後の目指す姿

市民等の安全・安心な暮らしや営みを担保するため、総合的な社会福祉サービスを提供する強固な体制が整い、地域福祉に係る課題を主体的に解決する地域力の強化と、課題解決に向けた重層的な支援体制等が構築されるなど、皆が助け合い、支え合う地域福祉の実現を着々と図る意識が育まれています。

業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022(令和4)	2023(令和5)	2025(令和7)	2027(令和9)
地域福祉	見守りネットワーク 事業登録者数	各年4月1日時点での見守りネットワーク事業登録者数 (社会福祉課調べ) KPI	517人	530人	540人	550人
	ボランティアの 活動人数	各年度における社会福祉協議会を通して活動しているボランティアの延べ活動人数 (香取市社会福祉協議会調べ) KPI	7,370人 (2021)	10,000人	13,000人	15,000人
重層的支援	他機関協働事業 における課題 解決率	各年度において課題が複雑化、複合化した相談に対する課題の解決率 (社会福祉課調べ)	—	5%	15%	30%

関連する個別計画

- ・ 第2次香取市地域福祉計画(2018(平成30)年度～2023(令和5)年度)
- ・ 香取市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(2020(令和2)年度～2023(令和5)年度)
- ・ 香取市第3次障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(2020(令和2)年度～2023(令和5)年度)
- ・ 第2期香取市子ども・子育て支援事業計画(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)
- ・ 健康かとり21(第3次)(2022(令和4)年度～2026(令和8)年度)
- ・ 香取市地域防災計画(2020(令和2)年度～)

1

地域福祉

現状と課題

- 1 皆が助け合い、支え合う地域福祉の意識を育む基盤として、香取市社会福祉協議会の地区社協が声掛け運動等を通じ、近隣住民同士等の関係強化を図っており、より一層活動の充実を図る必要があります。また、当活動の中心となる民生委員・児童委員の委嘱者数に欠員が出ているため、その担い手を確保するほか、地域福祉の確立を牽引する関係ボランティアの活動充実及び参加者の加入促進を図る必要があります。
- 2 見守りネットワーク事業の加入者は、民生委員や介護保険のケアマネージャーを中心とした登録促進に努めているものの、登録者の多くが高齢者となることから、喪失者（施設入所等含む。）等の流動も多く、総数が500人前後で推移している状況にあります。暮らしの支援を必要とする高齢者や障がい者（以下、「要支援者」という。）が、慣れ親しんだ地域で自立・安定した生活を送るため、市（福祉事務所）として、要支援者の実態を的確に把握することのほか、地域全体で見守る支援体制づくりに努めることとし、引き続き、市民の当該ネットワークへの加入を促進する必要があります。
- 3 一般避難所での避難生活が困難な要支援者を受け入れる福祉避難所について、市内の福祉事業所20施設と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」を締結しています。災害発生時に円滑に開設できるよう、当該施設との連携強化はもとより、平時から民生委員やケアマネージャーをはじめとする関係機関等との連携を図る必要があります。

取組方針

① 地域福祉に係る意識啓発と担い手の確保

地域福祉に係る市民等の意識を醸成するためには、特に、市民の暮らしに身近で、具体的な福祉サービスを提供している社会福祉協議会の組織的な取組が重要となります。各地区における社会福祉協議会による活動を通じ、市民意識の醸成に係る取組への支援を継続します。また、自治会長や民生委員・児童委員など、地域の人材を良く知る人に協力を得ながら、特に、地域福祉に携わる委員に欠員が出ないよう対応するほか、ボランティアへの育成・支援、各種関係団体との情報共有・連携体制を充実するなど、必要な措置を講じます。

主な取組	内容	
地域福祉に係る市民等意識の醸成	体制	・社会福祉協議会や市民活動団体等との連携
	実行	・効果的な意識啓発施策の展開
社会福祉協議会の取組への支援	体制	・地域福祉の確立に向けた役割や連携施策の確認
	実行	・意識啓発に係る取組への支援 ・委託事業等に係る必要な支援措置の実施 ・社会福祉協議会との連携によるボランティア活動への支援
ボランティアの育成及び活動支援	体制	・学生ボランティアの受入体制の検討 ・社会福祉協議会との連携による市民活動ボランティアの育成及び活動への支援 ・災害時等ボランティアセンターの運営に係る連携充実
	実行	・シリーズ化等による効果的なボランティア養成講座の検討 ・SNS等を活用したボランティア活動発信手法の検討
民生委員・児童委員の確保	体制	・欠員が出ている担当地区の関係者との連携
	実行	・活動充実に係る支援方策の検討
その他福祉関係委員等による活動との連携	体制	・保護司との連携 ・身体・知的障害者相談員等関係機関との連携

② 地域福祉サービスの在り方の探求及び強固な支援ネットワークの形成

重点

要支援者が、慣れ親しんだ地域において自立し、安心した生活を送るため、市（福祉事務所）として、地域福祉計画の策定・検証等を含め、総合的な地域福祉サービスの在り方を探求しつつ、支援体制の構築やサービス提供に係る具体的な施策を展開します。また、行政と関係機関が地域等との連携を含め、強固な支援ネットワークを形成し、地域全体で要支援者を見守る体制を確立するとともに、虐待や徘徊等による事故の防止及び災害等緊急事態の迅速な支援に備えるため、特に、見守りネットワーク事業の周知と加入促進に努めます。

主な取組	内容	
総合的な地域福祉サービスの在り方の探求	体制	・相談支援体制の拡充 ・関係機関、委員及び市民活動団体等との連携
	計画	・要支援者実態把握方法の充実 ・定期的な地域福祉計画（総合的な地域福祉サービス提供方針等）の策定及び検証
	実行	・ケースワーク手法の確立及び拡充
見守りネットワーク事業の拡充	体制	・自治会や関係団体等との連携強化 ・要支援者等情報管理システムの改修検討
	実行	・自治会との連携による見守りネットワークへの加入促進
	見直し	・関係機関に対する個人情報提供の在り方を検討
社会福祉センターの管理運営	体制	・管理運営事業者との連携
	計画	・施設設置目的の確認及び整理
	実行	・計画的かつ適正な管理運営及び整備 ・利用者増加施策の展開

③ 要支援者に係る災害時避難対策の拡充

新たな協定締結事業所の勧奨に努めるなど、福祉避難所の更なる拡充を図るほか、見守りネットワーク事業や緊急通報体制整備事業などの取組を含め、要支援者に係る緊急時の対応体制を強化します。また、避難所での密及び感染症への感染リスクを懸念する意識の高まりを踏まえ、より一層、受入体制の充実及び感染症対策の徹底に努めるほか、感染症対策が十分でない等の理由から、協定締結施設での受入れが困難な場合には、代替の福祉避難所を迅速に設置できる体制を整えます。

主な取組	内容	
福祉避難所の設置運営に関する事業者との連携	体制	・市内の福祉施設事業所との連携強化
	実行	・災害発生時に備えた具体的な管理体制の整理 ・密の解消及び感染症対策の徹底 ・新たな協定締結に係る福祉事業所等への勧奨
福祉避難所設置体制の補完	実行	・協定締結施設での受入れ（対応）が困難な場合に備えた代替福祉避難所設置体制の整備

現状と課題

1

生活する上で、介護、子育て、障害、困窮等といった複合的で複雑な要因を持った市民や、生活課題が、既存の各福祉制度に基づく適用の狭間となり、十分な支援を受けることができない実態等の存在を深く認識しながら、ますます複雑多様化する要支援者等の訴えや措置に対し、より包括的かつ的確な受け止めや対応を図る必要があります。近年、法の整備をはじめ、相応の相談支援体制の構築及び関係する支援機関が協働して支援する具体的な措置が求められており、重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、抜本的な課題解決につながる取組が必要とされています。

取組方針

① 重層的支援体制整備事業の推進

重層的支援体制整備事業では、包括的相談支援事業・多機関協働事業・アウトリーチ等継続的支援事業・参加支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することにより、相談者本人や世帯の属性を問わず包括的に相談や訴えを受け止め、複雑化・複合化する相談に対し、役割分担や支援措置の方向性を共有しながら、支援関係機関全体の協働と連携により、効果的かつ計画的な支援・相談体制を確立します。

主な取組	内容	
重層的支援体制の在り方を踏まえた施策の推進	体制	・関係者との連携による地域の実情に応じた体制の構築 ・地域福祉計画推進委員会との連携
	計画	・重層的支援体制整備事業実施計画の推進及び検証 ・効果的かつ効率的な支援相談窓口等の設置検討
包括的相談支援事業の推進	体制	・本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止める、支援体制の整備 ・虐待やDV対応機関との連携強化
	実行	・介護、障害、子ども、困窮の各分野における相談支援機関とのネットワークの強化
多機関協働事業の推進	体制	・複雑化、複合化した相談に対するコーディネート機関の設置検討
	実行	・各支援機関の役割の整理及び連携円滑化の推進
アウトリーチ等継続的支援事業の推進	体制	・アウトリーチ等継続的支援事業者の設置検討
	実行	・支援が届いていない対象者への相談支援方策の検討
参加支援事業の推進	体制	・参加支援事業者の設置検討
	実行	・制度の狭間にある個別ニーズに対応する支援メニューを作成
地域づくり事業の推進	体制	・対象者を限定せず、誰もが事業に参加できる体制の構築
	実行	・地域における多世代交流や、多様な活躍の場を確保する取組を実施

3-2

5節 大綱3：健康・福祉の充実

介護・介護予防



■ 担当課 高齢者福祉課

■ 関係課 —

小施策

- 1 介護保険
- 2 地域包括支援

5年後の目指す姿

介護予防や認知症対策に係る市民意識の醸成をはじめ、身近な地域における具体的な介護支援体制が着々と広がっており、人と心のつながりを実感しながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者が安心して生活できるまちを形成しています。

業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022(令和4)	2023(令和5)	2025(令和7)	2027(令和9)
介護保険	介護保険料普通徴収の徴収率	各年度における普通徴収現年度分の徴収率 (高齢者福祉課調べ)	88.0% (2021)	88.4%	88.7%	89.0%
	要支援・要介護認定率	各年度における65歳から74歳における要支援・要介護認定者数の割合 (高齢者福祉課調べ)	3.5% (2021)	3.4%	3.3%	3.2%
地域包括支援	介護・介護予防講座参加者数	各年度における介護予防講座、転倒骨折予防教室、認知症サポーター養成講座参加者数 (高齢者福祉課調べ) KPI	786人 (2021)	900人	1,100人	1,300人
	高齢者の健康体操への参加者数	各年度における香取もりもり体操等の参加者数 (高齢者福祉課調べ) KPI	875人 (2021)	950人	1,050人	1,150人

関連する個別計画

- ・香取市地域福祉計画(2018(平成30)年度～2023(令和5)年度)
- ・香取市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(2021(令和3)年度～2023(令和5)年度)

1 介護保険

現状と課題

- 1 介護給付費が増加していく中、財源となる介護保険料を確保するため、引き続き、納付環境の向上等を図っていく必要があります。
- 2 介護保険の継続的かつ健全な経営及び給付の安定化に資するため、計画的な事業の執行と運用を図る必要があります。

取組方針

① 保険料徴収率の向上

介護保険制度における保険料納付の重要性を広く周知するほか、納付環境を向上させるための様々な方法の検討を行うとともに、関係部署との連携強化を図り、保険料の確保に努めます。

主な取組	内容	
普通徴収保険料の確保	体制	・関係部署（債権管理課等）との連携強化等徴収体制の拡充
	実行	・介護保険制度における保険料納付の重要性の周知 ・賦課業務の適正な執行 ・納付環境の改善及び向上の検討

② 保険運営の健全化及び計画的な事業執行

介護保険制度に基づく健全かつ安定した保険運営に資するため、各年度の保険運営状況を的確に把握するほか、介護保険事業計画の定期的な策定に際し、介護サービス等の需要と供給に係る実態等の把握と計画的な対応施策の推進に努めます。特に、介護サービス等に係る需要と供給については、在宅介護サービスの充実を図るほか、介護予防施策や独自の地域支援事業等の展開を含め、その動向を見据えつつ、計画的な対応事業の執行等を図ることとし、適正な保険料額の設定へと反映します。

主な取組	内容	
保険運営状況を的確な把握	実行	・事業計画期間内における保険運営状況を的確な把握
保険運営の健全化に係る取組	体制	・各サービス提供事業者等との連携強化 ・社会福祉協議会事業との連携
	実行	・介護認定審査会の円滑な運営 ・認定調査の円滑な執行 ・サービス提供状況の把握及び統計資料の充実 ・適正給付に係る指導及び連絡調整機能の強化
介護保険事業計画の定期的な策定	計画	・定期的な介護保険事業計画の策定及び検証 ・在宅介護サービスの充実に係る取組等の推進 ・地域支援事業等独自施策の執行に係る検討 ・適正な保険料額の設定

2 地域包括支援

現状と課題

- 1 介護保険に係る地域支援事業の一環として、介護予防教室の実施や地域ボランティアによる香取もりもり体操の普及など、徐々に介護予防に関する市民等の意識が広がりつつあります。しかしながら、依然として、介護が必要となる前の生活習慣の見直しなどの重要性を意識する高齢者は少ないため、その状況を起因とする後期高齢者の要介護認定率の上昇が顕著となっています。このような要介護認定に至る状況や割合を抑えていくためには、特に、要介護状態になる前の介護予防事業の充実が必要です。
- 2 後期高齢者や独居高齢者が増加し、身近な地域での支援を必要とする件数が増す中、個々のニーズが多様化・複雑化している状況を鑑み、介護保険事業に限らず、元気な高齢者を含め、暮らしの実態を的確に把握すること及び総合的な相談支援体制を整備・拡充する必要があります。また、地域における課題への対応は、公的な福祉・介護サービスだけで解決することが難しくなっており、市として、総合的かつ明確な高齢者対応施策に係る方針等を確立するほか、地域できめ細かく活動する各種市民団体やボランティア、NPO団体などの多様な取組などをベースとしながら、民間主体による多種多様な対応施策への協力と連携による支援施策の拡充が必要です。



地域サロン等で普及が進む香取もりもり体操

取組方針

① 地域支援事業の拡充に向けた施策の推進

重点

地域で広がりつつある介護予防事業を推進するため、介護保険の地域支援事業を拡充する一環として、自主的な介護予防教室、社会参加の場の確保や、介護予防知識の啓発を更に充実します。また、介護認定程度の軽度な方による多様なニーズにも対応した事業施策の提供・展開を推進するほか、特に、在宅医療と介護施策の連携及び、認知症の初期から認知症高齢者やその家族に寄り添うなど、きめの細かい施策を展開します。なお、運動機能の改善だけでなく、閉じこもりを予防し、高齢者が日々の生活に目標や生きがいをもてるよう、身近な地域の通いの場（地域サロン）づくりを進めるための支援など、必要な措置を講じます。

主な取組	内容	
地域支援事業の拡充に向けた方針等の確立	計画	・関連施策の把握及び段階的な拡充施策の検討
介護予防に関する知識の普及	実行	・介護予防講座等の実施
運動機能低下の予防（フレイル予防）の推進	実行	・転倒骨折予防教室等による運動習慣の意識付け及び継続支援
生活支援体制と連携した地域サロン活動への支援	体制	・歩いて通える場とするためのサロンの設置 ・生活支援コーディネーター活動の拡充
	実行	・介護サポーターによる地域サロンの継続支援 ・地域ケア会議の開催
	見直し	・要支援者等の受入環境の検討
介護予防・生活支援サービスの提供	実行	・要支援の方等への多様なニーズに応じたサービスの検討
包括的・継続的ケアマネジメント事業の推進	体制	・地域包括支援センターの専門職による対応の強化 ・地域におけるネットワークの構築
	実行	・民間事業者を活用した支援施策の拡充 ・高齢者虐待に向けた取組
成年後見制度への理解、制度利用促進	体制	・関係機関との連携強化 ・対象者の家族状況、財産所持を審査する体制の構築
	実行	・制度に関する周知の徹底
認知症の正しい理解の促進	体制	・認知症地域支援推進員の設置
	実行	・相談・対応窓口の周知 ・認知症サポーターの養成
認知症高齢者への対応強化	体制	・認知症初期集中支援チームの設置 ・認知症高齢者及びその家族のニーズに合わせた支援ができるよう関係職員の連携強化 ・地域で認知症の本人及び家族に寄り添い支援するチームオレンジ等の構築 ・研修等による認知症地域支援推進員の能力向上
徘徊者の早期安全確保に向けた取組の実施	実行	・徘徊高齢者情報「どこシル伝言板」の周知及び利用促進
在宅医療と介護の連携	体制	・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築
	実行	・在宅医療ネットワーク推進会議の開催 ・地域住民への普及啓発 ・地域包括支援センターを核とした、在宅医療・介護・福祉連携体制の強化

② 高齢者の暮らしを守るネットワークの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを核として、総合的な相談支援体制を強化するため、特に、いつでも気軽に相談できる窓口として、当該センターの活動内容の充実及び、その周知を図ります。また、人材など地域資源を活かした助け合い・支え合いのまちづくりを進めるほか、必要なときに必要な支援が適用・利用できる十分な体制を構築します。

主な取組	内容	
高齢者の生活実態の把握	体制	・各地域の実情に見合う高齢者見守り体制の構築
	計画	・高齢者の生活実態把握方法及び体制等の検討
地域における見守り体制の充実	実行	・民間事業者及び自治会や民生委員などの地域コミュニティと連携し、地域で支え合う体制を支援
総合的な相談体制の強化	実行	・地域包括支援センターの相談体制強化や市民への周知
	見直し	・在宅支援施策の強化等に伴う地域包括支援センター業務の再構築 ・夜間や休日の緊急対応や夜間の訪問介護等、在宅で安心して暮らしていただける体制づくりの強化
個々のニーズに合った支援サービスの提供	体制	・地域包括支援センターを中心に、生活支援コーディネーターや専門職種、関係機関との連携を強化
	実行	・医療・福祉など様々な分野の有識者で構成される個別ケア会議の開催
緊急時等における迅速な対応の推進	実行	・緊急通報システムの周知と利用拡大活動の支援



ボランティアによる高齢者世帯訪問

小施策

- 1 生きがいづくり
- 2 生活・就労支援

5年後の目指す姿

高齢者が活躍する場や生活・就労支援施策が整い、笑顔で生き生きと暮らし、個々の意識と求めに応じて、様々な学びの場や軽スポーツ等に興じるほか、知識と経験を活かした地域活動等に積極的に取り組むなど、その存在と役割を十分に発揮しています。

業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022(令和4)	2023(令和5)	2025(令和7)	2027(令和9)
生きがいづくり	介護予防サポーター養成講座養成者数	介護予防サポーター養成講座の累計養成者数 (高齢者福祉課調べ)	150人	180人	240人	300人
	介護予防サロン設置数	介護予防サロンの累計設置件数 (高齢者福祉課調べ)	25件	29件	37件	45件
生活・就労支援	シルバー人材センター会員数	各年度末時点でのシルバー人材センターの会員数 (商工観光課調べ) KPI	280人 (2021)	280人	280人	280人
	高齢者タクシー券利用件数	各年度における高齢者タクシー券の利用件数 (高齢者福祉課調べ) KPI	14,154枚 (2021)	19,700枚	21,670枚	23,840枚

関連する個別計画

- ・香取市地域福祉計画(2018(平成30)年度～2023(令和5)年度)
- ・香取市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(2021(令和3)年度～2023(令和5)年度)



地域サロンでの活動

1 生きがいづくり

現状と課題

- 1 既存の高齢者クラブの活動には、これまでの活動経過をはじめ、組織形態や会員数の状況など、その実情に伴う限界と偏りがあり、実態として、一部の会員登録者においては、個々の求めに応じた活動自体がない等の理由から、積極的に参加できない状況等が散見されます。会員それぞれが積極的かつ自由に参加できる仕組みや活動内容等に係る支援方を検討するなど、団体数及び会員数の増加を図りつつ、多様化する高齢者の活動ニーズに応じた高齢者クラブの育成と活動等に対する支援体制の強化が必要です。
- 2 核家族化や個人の意識や価値観の変化などにより、日々の暮らしにおいて、身近な地域やコミュニティへの関心がない人や必要以外の関わりを持たない考えの人が増えており、自治会等の地域活動組織の弱体化を招いたり、地域住民同士のつながりが薄れてきています。そこで、住み慣れた地域で元気に暮らす高齢者等による生きがい活動の活性化をはじめ、高齢者一人一人が培ってきた知恵と経験を活かした活躍の場を創出し、ひいては、身近なコミュニティの存続や地域活動組織の安定した運営へとつなげるため、まずは、身近な地域における交流の機会を増やす必要があります。
- 3 増加している高齢者が元気に楽しく、その人生を謳歌するには、多様化する価値観や個々の求めに応じるため、数多くの洗練された活動や学びの場が必要です。特に、既存の社会教育による指導内容や軽スポーツを含む生涯学習活動の推進等に係る施策を検証し、参加機会や学習メニュー等の計画的な拡充を図るなど、より一層、高齢者の健康増進を含む、生きがいづくりへとつながる施策を展開する必要があります。

取組方針

① 高齢者クラブの育成及び活動等への支援

高齢者の生きがいづくりや主体的な活動の充実に資するため、高齢者クラブの育成及び活動等への支援を継続するほか、例えば、地域の中で様々な人とふれあい、高齢者の豊かな経験や知識を生かすことができるなど、主体的かつ充実した活動への転換を目指します。

主な取組	内容	
高齢者クラブ活動の推進	体制	・高齢者クラブ会員数の増加の促進
	計画	・高齢者クラブの活動実態の把握 ・高齢者クラブ活動の地域資源化の推進
	実行	・高齢者が地域の中で役割を見つけ生きがいにつながる場の創出に向けた支援

② 生きがい活動の活性化及び身近な地域での交流の場づくり

高齢者が日々の生活に身近な地域とのつながりを実感し、目標や生きがいを持って、生き生きと暮らせるよう、その取組方針等を確立するほか、健康増進等関連施策との連携を図りつつ、敬老会をはじめとする地域イベント等の内容を工夫するなど、高齢者の積極的な参加を促進します。

主な取組	内容	
生きがい活動の活性化に資する取組方針等の作成	計画	・生きがいと活躍の場等に係る意識調査の実施 ・生きがい活動等に係る取組方針の作成
地域独自のイベントと連携した参加機会の拡充	体制	・住民自治協議会活動等との連携 ・ボランティア活動団体等との連携 ・世代間交流のある地域サロンの在り方を検討
	計画	・地域独自のイベント開催状況の把握 ・高齢者の参加促進に係る留意点（マニュアル）等の整理及び周知 ・高齢者参加活躍促進事業の検討
敬老祝事業の見直し	見直し	・感染症対策等を踏まえた新しい事業展開方策の検討
健康増進施策との連携	体制	・関係機関及び関連施策との連携

③ 多様化する価値観等に応じた活動や学びの場の確保

高齢者の多様化する価値観や個々の求めに応じ、数多くの洗練された活動や学びの場を提供する必要があるため、健康増進等関連施策との連携を含め、既存の社会教育及び生涯学習活動の推進に係る施策を検証しながら、参加機会や学習メニュー等の計画的な拡充を図ります。

主な取組	内容	
高齢者向け社会教育指導メニューの拡充	計画	・高齢者ニーズ調査の実施
	実行	・高齢者向け社会教育指導メニューの拡充
生涯学習活動の推進に係る高齢者対象施策の拡充及び関連する市民活動等への支援	体制	・健康増進等関連施策との連携
	計画	・関連する活動や施策の把握
	実行	・軽スポーツ等身体を動かす施策の充実 ・高齢者の参加促進及び関連する市民活動等への支援



健康体操

2 生活・就労支援

現状と課題

- 1 香取市シルバー人材センターの会員数は、市全体の高齢者数が増えているにもかかわらず、横ばいから減少傾向となっています。また、一時的な状況とはいえ、コロナ禍で施設管理業務等の受注量が減少したことにより、当センターにおける高齢者の雇用機会が減っている状況にあるため、受注機会の拡大等経営安定化に係る積極的な取組を促すほか、相応の支援策を講じる必要があります。なお、高齢化社会の進展を踏まえ、特に、高齢者の活躍機会の創造及び就労支援について、総合的な取組が求められています。
- 2 地域包括支援センター等と連携し、日常生活用具の貸与等高齢者が安心して暮らせるよう、既存の福祉施策を中心とした生活支援に努めており、身近な地域における見守り体制の確立を含め、引き続き、個々の高齢者に対する丁寧な生活支援施策を講じる必要があります。
- 3 人口減少等の影響により、地方都市における公共交通機関の廃止等が続く中、高齢者等交通弱者の生活移動手段の確保を図るため、高齢者移送サービス、高齢者タクシー、福祉タクシーの助成、路線バスの運行維持に係る助成や循環バス、乗合タクシーの運行等の取組を継続するほか、地域独自の市民主体による取組や関連活動団体の状況等を踏まえつつ、民間事業者の参入及び活用を前提とした移動に係る支援状況を検証し、空白地域の解消に向けた対応を図るなど、より良い支援策を具体的に実施・展開する必要があります。

取組方針

① シルバー人材センター及び高齢者の就労への支援

香取市シルバー人材センターの安定した運営に資する必要な支援を行うほか、高齢化社会の進展を踏まえ、高齢者の活躍機会の創造及び就業機会の確保について、総合的な措置を講じます。

主な取組	内容	
シルバー人材センターに対する事業支援の継続	実行	・香取市シルバー人材センターに対する事業補助の継続 ・会員数及び受注量増加施策の展開促進
	見直し	・香取市シルバー人材センターの経営改善に係る取組の促進
高齢者の就業機会の充実	計画	・就労状況の実態把握及びニーズ調査の実施 ・就労支援方針等の作成及び支援策の検討

② 高齢者の生活支援施策の展開

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを核とした、総合的な相談支援体制を確立しながら、引き続き、日常生活用具の貸与等必要な生活支援施策を講じます。

主な取組	内容	
総合的な相談支援体制の確立	体制	・地域包括支援センター活動の拡充及び連携の強化
日常生活用具の貸与等生活支援施策の展開	体制	・民生委員活動との連携 ・社会福祉協議会等関係機関との連携
	実行	・対象サービスの適正な執行等ケースワーク業務の充実 ・緊急通報体制等の整備及び利用促進
老人保護措置事業等の適用	体制	・関係機関等との連携強化
	実行	・入所判定及び入所措置の適正な執行 ・ショートステイ事業の円滑な適用
シニア健康プラザの適正な管理運営	体制	・管理事業者との連携強化
	実行	・自主事業の活性化及び利用者増加施策の展開

③ 高齢者の生活移動手段の整備確保

重点

高齢者の自立した生活の支援及び社会参加の促進を図るため、高齢者移送サービスへの助成や通院等に係る移動手段の一助となるタクシー券を交付しており、より一層、当該施策の充実を図るには、路線バスや循環バスの運行、乗合タクシーとの関係性を整理するなど、高齢者の暮らしや希望に適した移動手段やサービスを選定、確保できるよう、民間事業者等による事業展開を基本としながら、より効率的で効果的な高齢者等交通弱者の移動手段の確保を検討します。

主な取組	内容	
高齢者タクシー券の発行	実行	・タクシー料金への適切な助成
	見直し	・高齢者の利用状況に合わせた適用条件の検討
高齢者移送サービスの助成	実行	・移動手段となる介護タクシー料金への助成 ・事業実施主体の育成と確保
	見直し	・地域、用途に合わせたサービス提供方法等の検討
新たに利用可能な移動手段の検討	体制	・住民自治協議会や市民活動団体との連携による各地域の移動課題等の把握と整理 ・生活支援コーディネーターとの連携による各地域の移動課題の調整及びサービス化への支援 ・関係課、関係機関等との連携による必要な移動サービス情報の共有
	計画	・路線バスや循環バス、乗合タクシー、福祉タクシー券との施策目的や関係性の整理
災害時の移動手段の確保	体制	・住民自治協議会、自治会、関係各課等との連携による災害時等の避難体制の構築

3-4

5節 大綱3：健康・福祉の充実

こども家庭・子育て



■ 担当課 子育て支援課

■ 関係課

小施策

- 1 こども家庭・子育て支援 2 保育環境
3 児童館・児童クラブ

5年後の目指す姿

安心して出産、子育てができる様々な環境や総合的な相談支援体制が着々と整い、親世代等の暮らしの充実及び子どもたちが毎日を楽しく健やかに過ごせるまちとなっています。

業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022(令和4)	2023(令和5)	2025(令和7)	2027(令和9)
こども家庭・子育て支援	地域子育て支援センター利用者数	各年度における地域子育て支援センター利用者数 (子育て支援課調べ) KPI	10,387人 (2021)	12,000人	13,500人	15,000人
	子育て世代包括支援センター(母子保健)対応件数	各年度における妊産婦、乳幼児等への延べ対応件数 (子育て支援課調べ) KPI	1,014件 (2021)	1,050件	1,100件	1,200件
	子育て世代包括支援センター(要保護、要支援児童等)対応件数	各年度における要保護、要支援児童等への延べ対応件数 (子育て支援課調べ) KPI	7,620件 (2021)	7,700件	7,850件	8,000件

関連する個別計画

- ・香取市地域福祉計画(2018(平成30)年度～2023(令和5)年度)
- ・香取市子ども・子育て支援事業計画(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)

現状と課題

- 1 妊娠・出産・育児の各種相談から特定妊婦や保護が必要と思われる児童の支援など子育て世帯に対する包括的な支援体制の構築が求められています。本市では、既に子育て世代包括支援センターを設置し、組織横断的かつ総合的な対応に努めており、引き続き、多種多様な相談への確に対応するには専門的な知識を持つ人員体制が必要となることから、より一層、関係機関との連携強化などが必要です。また、子育て支援施策の充実及び具体的な対応に際し、特に、市内保育所への委託等により設置している地域子育て支援センターの重要性を踏まえ、その役割や機能の整理及び拡充のほか、相互の連携・連絡体制の強化を図る必要があります。
- 2 子育てに係る経済的負担の大きさ等の要因により、妊娠・出産を躊躇する夫婦等もいることから、子育て世帯に対する経済的支援の重要性が高まっています。また、同様に第二子以降の出産に踏み切れないケースもあることから、多子世帯への支援の充実も検討する必要があります。
- 3 近年、離婚や未婚での出産等によりひとり親家庭となるケースが増加しており、親世代のニーズも複雑・多様化している状況にあります。引き続き、ひとり親家庭の厳しい生活経済状況に配慮しながら、精神的負担の軽減と自立促進への支援に取り組む必要があります。
- 4 結婚、出産や家庭を持つことに対する価値観が多様化する中で、若年層等の晩婚・未婚化が著しい状況を鑑み、その対策として、いわゆる婚活に係る多様な主体の取組に対し、必要な支援措置を検討・実施する必要があります。
- 5 産後の育児不安等を軽減し、心身のケアや育児サポート等を行う産後ケア事業を実施する施設等が市内に無く、市内で受けられない状況にあることを鑑み、産科クリニックの誘致と合わせて、産後ケアや産婦健診等の支援事業を行うなど、安心して出産できる体制を構築する必要があります。
- 6 子どもや子育て家庭が安全・安心にのびのびと過ごすことのできる身近な遊び場が少ないとの観点から、整備を求める市民の声が多い状況にあるため、既存公園等の利用促進施策を講じつつ、その機能改善及び改修等を図るなど、必要な整備・充実に努めます。



取組方針

① 包括的な相談・支援体制の構築

重点

子育て世代包括支援センターの機能を強化しながら、妊娠・出産・子育て期における各種相談へ確実に対応し、安心して子育てができる総合的な相談支援体制を構築します。なお、各関係機関と連携し、役割分担を確認しつつ、特に、地域子育て支援センターの役割や機能の整理及び拡充を図るほか、各センター相互の連携・連絡体制を強化するなど、切れ目のない組織的な対応に努めます。

主な取組	内容	
妊娠・出産・子育て期における総合相談窓口の充実 (子育て世代包括支援センター)	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭相談員の配置 ・専門的な知識を有する対応職員等の配置 ・関係機関との連携による支援体制の強化 ・子ども家庭センターへの移行の検討
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの運営充実 ・妊娠期から子育て期の相談や訪問等支援の継続
乳児がいる家庭への訪問相談の継続 (こんにちは赤ちゃん事業)	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・母子の心身の状況や育児環境に合わせて必要なサービスにつなげる相談支援体制の強化
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関する情報提供の継続
子ども・子育て支援事業計画の検証及び次期計画の策定	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て会議及び関係機関等との連携
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の検証及び次期計画の策定
子育て親子の交流等を促進する拠点の充実 (地域子育て支援センター)	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の偏在をなくす需要に応じた施設の配置 ・関係機関や委託事業者等との連携強化
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター整備対応方針等の作成
	見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・地域やNPO等への管理運営委託の検討
経済的事由により病院等で出産できない妊産婦の支援 (助産施設入所措置事業)	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・指定病院での出産に当たっての経済的支援の適用
地域における子どもの見守り体制の強化	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と協議し実施体制の構築を検討 ・養育及び子育て支援訪問の拡充 ・児童養護施設等における子育て短期支援事業の検討
子育て世代支援施設(コンパス内)の管理運営	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営事業者との連携
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な管理運営及び利用増進に係るモニタリングの実施



市役所1階子育て包括支援センター（はくハートかとり）

② 子育て世帯への経済的支援

重点

子育てに係る経済的負担を軽減するため、これまで取り組んできた子ども医療費助成等の継続に加え、学校給食費等の段階的な無償化(免除)を進めるなど、必要な措置を講じます。また、子ども食堂をはじめとした子どもの貧困対策・居場所づくりについても、対策を講じていきます。

主な取組	内容	
子育て世帯への医療費の支援	実行	<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費の助成の継続 未熟児養育医療費の適正な給付 ひとり親家庭の医療費等助成の継続 国民健康保険被保険者に対する出産費の貸付
児童手当の支給の継続	実行	<ul style="list-style-type: none"> 制度の周知徹底 適正な状況確認と執行
学校給食費の無償化	体制	・教育委員会の措置による施策との連携
	計画	・学校給食費の段階的な免除の実施
	実行	・財源措置の明確化を踏まえた計画的な執行
保育所副食費の無償化	計画	・保育所の副食費に係る無償化の検討
子どもの貧困対策、子どもの居場所づくりの推進	体制	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協議を踏まえた実施体制の検討 世代と所管の整理及び関連施策との調整
	計画	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困対策計画の策定 先進事例等の把握及び事業具体化の検討 教育や移住定住等関連施策の把握及び整理
	実行	<ul style="list-style-type: none"> 地域で活動するボランティアや民間団体の主体的な取組(子ども食堂)への支援の検討 先駆的取組や活動状況の市ウェブサイトやSNS等による発信

③ ひとり親家庭向け支援の充実

重点

子育て世代包括支援センター内に母子・父子自立支援員を配置するなど、関係機関等との連携を図りながら、ひとり親家庭等の自立支援(就労や貸付等)や生活相談について、組織的に対応します。

主な取組	内容	
ひとり親家庭等の自立支援や生活相談の充実	体制	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員の配置 他職種や関係機関等との連携による支援体制の強化
ひとり親家庭等の経済的負担の軽減	実行	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の医療費等助成の継続(再掲) 児童扶養手当の適正な支給
就労に向けた資格取得・スキル習得の支援	実行	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金による支援の適用 SNS等を活用した制度の周知拡大

④ 婚活支援等施策の展開

重点

結婚、出産や家庭を持つことに対する価値観が多様化する中で、若年層等の晩婚・未婚化が著しい状況にあるため、いわゆる婚活に係る多様な主体に対する支援方針等を明確にしつつ、必要な措置を講じます。

主な取組	内容	
婚活や結婚新生活に係る支援措置の展開	体制	・民間事業者及び取組団体等との連携
	計画	<ul style="list-style-type: none"> 若年層等の結婚に係る意識や動向等の把握 婚活支援方針等の作成 結婚を望む男女の出会いの場の創出等の検討 現状把握及び市民意向調査
	実行	・婚活に係る必要な支援措置の展開

⑤ 産前・産後支援体制の充実

重点

産科クリニックの誘致に合わせ、特に、産後ケア、産婦健診、多胎妊娠の妊婦健診支援事業などについて、通常の保健予防施策から分けて、包括的な子育て支援施策を講じる一環として、安心して出産・子育てできる一連の環境整備に注力します。

主な取組	内容	
妊産婦への支援の充実	体制	・対象施設の誘致を踏まえ産後ケア、産婦健診等の利用体制の構築
	計画	・母子健康手帳のアプリ導入の検討 ・乳児向け支援策の検討
不妊治療への支援	見直し	・国が不妊治療費の保険適用範囲を拡大したことを踏まえ、これまでの助成内容の変更を検討

⑥ 子どもの遊び場づくり

重点

子どもや子育て家庭の求めに応じ、安全・安心にのびのびと過ごすことのできる遊び場等の整備・拡充を図ります。

主な取組	内容	
遊び場等の整備・拡充	体制	・関連機関との連携及び役割の整理
	計画	・利用ニーズの把握 ・整備計画方針等の策定
	実行	・既存公園施設等使用促進施策の展開 ・既存関連施設の必要な機能改善及び改修
児童遊園の管理	計画	・施設目的の整理及び管理方針等の作成
	実行	・地元地域等との連携による必要な管理
いきいきひろば（コンパス内）の管理運営	体制	・管理運営事業者との連携
	実行	・適正な管理運営及び利用増進等に係るモニタリングの実施



コンパス内いきいきひろばの大型遊具

現状と課題

- 1 入所児童数の推移や保育ニーズ、民営化の動向等を見極め、今後の施設配置方針等を明確にしなが、特に、公立施設の更新・大規模修繕等の計画的な実施について、その詳細を検討する必要があります。また、保育担当職員の事務負担の軽減や運営面における安全性向上のための機材（ICT・防犯システム等）導入など、必要な対策を図る必要があります。
- 2 病（後）児保育の拡大や完全給食の実施など、多様化する保護者のニーズに対応し、より多くの保護者が仕事と子育てを容易に両立することができる環境整備が重要です。
- 3 人口減少及び少子化が著しい反面、保育ニーズがますます多種多様化している中、個々の求めに応じつつ、引き続き、安定した受入態勢を維持するため、公私を問わず、必要な保育士の任用及び処遇改善が課題となっています。

取組方針

① 保育施設の整備

重点

公立保育所については、保育ニーズの見込みや民営化及び私立経営の動向などを踏まえ、適正な配置や再編に係る方針等を明確にしなが、特に、継続して運営する既存施設については、その更新や大規模修繕等の実施について、計画的な措置を講じます。また、民間事業者が行う保育所・小規模保育事業所の新設、改修、整備を支援し、市内の保育環境の充実を図ります。

主な取組	内容	
公立保育所の在り方・適正配置の検討	体制	・民間保育所等との連携及び動向等の把握
	計画	・公立保育所の在り方に係る指針等の策定 ・公立保育所等適正配置計画の作成
既存保育所の適切な維持修繕	実行	・存続する公立保育所の計画的な修繕の実施
閉所保育施設の活用・解体	計画	・閉所施設の活用又は解体の検討
佐原地域における幼保連携型認定こども園の開設の推進	計画	・既存保育所の再編統合の検討
	実行	・民間事業者による整備・運営への支援
民間保育施設への施設整備支援	実行	・民間事業者が行う保育所・小規模保育事業所の新設等補助金の適用 ・市単独上乗せ補助の検討

② 保育サービスの充実

重点

民間保育施設の整備に対する支援に加え、引き続き、公立施設の再編や民営化を検討しつつ、複雑多様化するニーズや少子化の進展等を踏まえた需要を的確に捉え、その動向に応じた保育環境やサービスの充実を図ります。また、医療的ケア児の受け入れや病児保育の実施など、緊急的かつ必要な保育サービスの拡充に努めます。

主な取組	内容	
公立保育施設のサービス充実	体制	・保育の質の向上のための研修実施 ・ICTの導入(安全性の向上・保育士の負担軽減)
障がい児、医療的ケア児の受入体制の充実	体制	・公立保育施設の受入体制の整備 ・民間保育施設の受入体制づくりへの支援
公立保育施設の民営化の検討	計画	・公立保育所の適正配置及び民営化に係る計画の策定
病(後)児保育の拡大	計画	・誘致を進める産科クリニックにおける実施の検討 ・利用意向の把握及び適用方針の確立
一時預かり保育サービス(公立)の充実	体制	・安定的な保育士の確保 ・私立保育所等との連携
ファミリーサポートセンターの運営	体制	・提供会員の開拓
	実行	・センター活動の周知及び利用促進
民間保育施設へのサービス充実に係る支援	実行	・延長保育や一時預かり、病後児保育などのサービスを展開する民間事業者への支援の適用
認可外保育施設等利用料の給付	実行	・認定こども園の幼稚園型一時預かり、病院等事業所の保育施設など利用料給付の適用

③ 保育士の確保

増加する保育ニーズに対応するため、保育士の処遇改善や人材の確保及び定着を図ります。また、医療的ケア児受入促進のため、医師や関係機関との連携を強化するとともに、看護師等の必要な人材を確保します。

主な取組	内容	
保育士の確保・処遇改善に対する補助の拡充	実行	・民間事業所の取組に対する支援の拡充 ・ICT導入による負担軽減措置の展開 ・公立保育所に係る保育士の確保
特別な支援を必要とする児童への保育提供	体制	・専門的技術を持つ職員の確保及び支援の適用



保育所での外遊び

3 児童館・児童クラブ

現状と課題

- 1 人口減少及び少子化の動向及び放課後児童クラブの利用状況や小学校統合の方向性等を踏まえ、公立クラブの在り方や配置等を含め、需要に応じた施設整備等を検討する必要があります。また、老朽化の進んだ施設の改善等を図るため、計画的に改修（更新）を進めます。
- 2 山田地域に市内唯一の児童館を開設しているものの、施設の老朽化が課題となっています。児童館の在り方や施設の目的等を確認・整理するに当たり、特に、類似又は代替施設等との関連性を考慮するなど、施設機能の移転も含め、今後の管理運営方針等を確立する必要があります。

取組方針

① 需要に応じた放課後児童クラブの充実

重点

人口減少及び少子化の進展等を踏まえ、放課後児童クラブの配置や整備等に係る計画を明らかにし、待機児童解消等に対し、計画的な措置を講じます。また、老朽化施設の更新や改修、未利用施設の活用を計画的に進め、施設の適正な管理に努めます。なお、管理運営面において、利用者等ニーズの高度化等に対応するため、引き続き、民間事業者の活用等を含め、質や体制等の改善や充実に努めます。

主な取組	内容	
公立放課後児童クラブの活動内容の充実	体制	・運営委託事業者のノウハウを生かした魅力あるサービスの提供（スポーツ教室、体験学習等）
放課後児童クラブの整備等の充実	体制	・運営委託事業者との連携 ・教育委員会及び対象小学校との連携
	計画	・利用動向の調査や利用者等ニーズの把握 ・第4次放課後児童クラブ整備（改修）指針の策定
	実行	・公立児童クラブの運営委託の継続 ・民間児童クラブへの運営費補助の適用
放課後児童クラブの必要な施設整備等の実施	実行	・計画的な施設の更新及び改修 ・学校の空き教室や未利用公共施設等の活用検討
放課後児童クラブ未設置校に対する近隣児童クラブへの送致	体制	・委託事業者等との連携
	実行	・放課後児童クラブが設置されていない学校の児童を対象とした所定の児童クラブへの送致の継続 ・送致車両の適切な維持管理

② 児童館（子どもの遊び場）の管理運営

山田地域に開設している市内唯一の児童館は、施設等の老朽化が進んでいるため、類似施設や関連施策等との関係を整理するなど、その在り方等の確認及び整理を含め、今後の管理運営等を検討します。

主な取組	内容	
児童館の在り方等の確認及び整理	計画	・児童館の在り方及び施設目的等の整理 ・類似又は代替施設及び関連施設等との関係整理
山田児童館の適切な管理運営	体制	・関係機関及び協力団体等との連携
	実行	・計画的な改修等適正な管理の実施 ・設置目的に基づく自主事業の拡充等の検討

3-5

5節 大綱3：健康・福祉の充実

障がい者福祉



■ 主担当課 社会福祉課

■ 関係課 学校教育課

小施策

- 1 自立支援
- 2 権利擁護・環境整備

5年後の目指す姿

障害のある人もない人も、ともに生き、障害に係る差別意識や行為もなく住み慣れた地域で各々が自立して暮らし続けることのできる地域共生社会が構築されています。また、公共空間は、ユニバーサルデザインに基づき、多くの人々が利用しやすい環境となっています。

業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値			
			2022(令和4)	2023(令和5)	2025(令和7)	2027(令和9)	
自立支援	地域生活移行者数	医療等を受けている障がい者で、グループホーム・一般住宅へ移行した者の累計人数 (社会福祉課調べ) KPI	—	2人	4人	6人	
	一般就労移行者数	障害福祉サービスを利用して、民間企業などへ就職した者の累計人数 (社会福祉課調べ) KPI	—	2人	5人	8人	
権利擁護・環境整備	権利擁護・差別解消セミナー参加者数	各年度における権利擁護・差別解消セミナー参加者数 (社会福祉課調べ)	90人	100人	110人	120人	

関連する個別計画

- ・ 第2次香取市地域福祉計画(2018(平成30)年度～2023(令和5)年度)
- ・ 香取市第3次障害者基本計画(2018(平成30)年度～2024(令和6)年度)
- ・ 第6期障害福祉計画(2021(令和3)年度～2023(令和5)年度)
- ・ 第2期障害児福祉計画(2021(令和3)年度～2023(令和5)年度)
- ・ 香取市地域防災計画(2021(令和3)年度～)
- ・ 子ども・子育て支援事業計画(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)

1 自立支援

現状と課題

- 1 地域の中で障がい者一人一人が自分らしく暮らしていくためには、それぞれのニーズに応じて、きめ細かな支援とサービスを提供していく必要があります。関係機関が密に連携しながら、専門的な知見からの相談支援をはじめ、経済的支援や居場所づくりなど、障害者総合支援法に基づく施策展開のほか、法の適用に限らず、多岐にわたる伴走支援策を検討・実施していくことが重要となります。
- 2 就学前の障がいのある子どもやその可能性のある子どもの教育については、障害の早期発見・早期療育により、心身のより良い発達を促進することが重要なことから、早期の療育・相談支援体制を充実するほか、障害のある子どもに対し、より一層、社会的な自立に向けた特別支援教育の充実が求められています。
- 3 一般就労につながりやすいA型事業所が市内に2箇所しかないなどの状況から、実際に就労移行支援サービスを利用する対象者数が伸び悩んでいます。また、就労後の定着状況の低さも課題となっており、特に、利用者と就労先のマッチングの段階で個々の障害特性に応じた就労先・業務内容を一步踏み込んで提案することや就労定着後の伴走的な支援を丁寧に行う必要があります。
- 4 障がい者が日常生活を送る上で、ますます多様化する意識や求めに対応し、安定かつ自立した生活を送ることができるよう、相談体制の充実を含め、各種給付、支援サービスを的確かつ丁寧に適用する必要があります。
- 5 福祉タクシー券の配付、車椅子利用者の移送サービス等により、障がい者等交通弱者に係る移動手段の確保に努めており、これら取組の連携・継続を図る中で、障がい者に係る対策を講じる必要があります。

取組方針

① 地域生活への移行の推進

障がい者が地域の中で生活していくことができる環境づくりを推進するため、それぞれの希望や障害支援区分及び家庭環境などに応じて暮らしの場を選択できるように、事業者の新規参入を促進しつつ、障害者総合支援法に基づくグループホームの設置など、自立した生活に資する多様な住まいの場の確保を図ります。

主な取組	内容	
地域生活支援拠点の拡充	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の入院等で障がい者が1人になった際に迅速な対応ができる相談支援体制の構築 ・民生委員、関係機関及び団体等との連携 ・相談支援委託事業者との連携 ・地域活動及び児童発達支援センター委託事業者との連携 ・障がい者を受け入れる事業所との協定締結の推進
障がい者グループホームへの支援	実行	・グループホーム運営事業所の経営安定に向けた運営支援
障害者総合支援法に基づく住まいの場の確保の支援	体制	・保護者の高齢化に伴う利用件数増加への対応を検討
	実行	・障がい者グループホーム等の入居者に対する家賃の一部助成

② 療育・教育体制の充実

子育て世代包括支援センターと幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、医療機関、児童発達支援センター等民間団体などの関係機関が、密接な連携を早期から図りながら、集団生活への適応のための支援や放課後等デイサービスの的確な適用、家庭教育施策への反映及び就学相談支援体制の充実を図ります。

主な取組	内容	
早期療育相談支援体制の充実	体制	・関係機関との連携
	実行	・保護者など関係者に対する助言・指導などの早期療育相談支援の充実 ・発達障がい児に関する支援計画及び指導計画作成の促進
療育パンフレットの充実	実行	・相談窓口・療育支援機関などの対応情報をまとめた冊子の内容の充実
障がい児保育の充実	実行	・保育所等訪問支援の活用 ・保育士等の障がい児に係る理解や対応の向上 ・集団生活適応のための支援等、自立更生機会の促進 ・放課後等デイサービスの適用及び実施
児童発達支援の実施	体制	・児童発達支援センターと連携したサポート体制の構築・強化
ライフサポートファイルの活用	実行	・福祉サービスの利用情報を正確に引き継ぐ資料としてライフサポートファイル「つながり」の活用推進
就学相談支援体制の充実	実行	・児童発達支援センターとの連携強化 ・教育委員会、小中学校などと連携を図り、適正な就学相談及び各種相談の実施

③ 雇用・就労の促進

障害のある人の雇用機会の拡大と定着を図るため、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどと協力し、一般企業への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行うなど、自立した暮らしの実現に向けた取組を促進しています。また、一般就労に移行した障がい者の就労継続及び定着を図るため、関係企業や医療機関等との連絡調整や、雇用に伴い生じる日常生活や社会生活を営む上での各問題に関する相談、指導及び助言等、必要な措置を講じます。

主な取組	内容	
職業能力の開発	体制	・県立障害者高等技術専門学校などとの連携
	実行	・専門学校等入学指導の適用
就労移行支援事業の推進	体制	・生徒等対象者の特性に応じた実習受け入れ先の確保
	実行	・就労移行支援事業所の利用に係る支援 ・特別支援学校生徒の産業現場等における実習機会の充実 ・個々の障害特性に合った就労先・業務内容の提案
障害福祉サービス事業所などの充実	実行	・市外事業所への交通費の助成 ・利用者の工賃収入の向上のための支援
障害者支援施設などからの優先調達の推進	実行	・市ウェブサイトなどの障害者優先調達推進法の周知 ・物品及び役務の調達等利用拡大の推進

④ 障がい者福祉に係る生活支援サービスの充実

関連計画の検証・見直しを行いつつ、日常生活を支える各種障害福祉サービスの質、適用に係るケースワーク等の充実を図るとともに、障害特性に応じた適切なサービスの提供体制を構築します。

主な取組	内容	
第4次障害者基本計画及び次期障害福祉・障害児福祉計画の策定	計画	・既存計画の検証及び現況と課題の把握 ・現状を踏まえた定期的な計画の策定
障害支援区分認定審査会との連携	実行	・必要な連携施策の実施
訪問系サービスの充実	実行	・居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の適用
日中活動系サービスの充実	実行	・生活介護、療養介護、短期入所（ショートステイ）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、地域活動支援センター事業、日中一時支援の適用
地域共生型サービスの導入に向けた調査・研究	計画	・居宅介護、重度訪問介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、短期入所（ショートステイ）の地域共生型サービスの導入に向けた調査・研究
地域生活支援事業の展開及び補装具・日常生活用具利用の促進	実行	・日常生活用具の給付や修理の適用 ・訪問や窓口相談を通じて、障害の特性に応じた用具等の適正な給付検討に係る取組の展開
障害者自立支援給付事業の適用	実行	・個々に応じた的確かつ丁寧なケースワークの適用
障害者福祉対策事業の適用	実行	・重度心身障害者（児）医療費の助成継続 ・各種手当の給付等に係る適用

⑤ 障がい者等の社会参加に係る移動手段の確保

重点

障がい者の自立した生活、社会参加の促進を図るため、重度の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者には福祉タクシー券を交付しており、この取組を継続します。また、より効率的で効果的な交通弱者の移動手段の確保施策を検討します。

主な取組	内容	
福祉タクシー券の発行	実行	・障がい者の移動手段となるタクシー料金の助成
	見直し	・公共交通施策と併せた交通弱者対策の検討
利用可能な移動手段の検討	体制	・関係機関等との連携 ・関係課との連携による必要な移動サービスの情報共有
	計画	・生活支援コーディネーターによる移動問題の把握 ・路線バスや循環バス、乗合タクシー、福祉タクシー券との関係性を整理
災害時の身近な移動手段の確保	体制	・住民自治協議会、自治会、関係各課等との連携による災害時等の避難体制の構築
外出に関する経済的支援制度の活用促進	実行	・障害特性に適合したサービスの提供

2 権利擁護・環境整備

現状と課題

- 1 障がい者に対する周囲の理解の浸透が求められており、人権啓発や人権教育の観点からも、重要性の認識及び具体的な施策の推進が必要です。また、障害や発達の違いがある子どもも、ない子どもも、ともに身近な地域で育てる環境づくりに向けた取組が必要とされています。
- 2 障がい者の権利擁護の推進が求められており、成年後見人制度の利用とともに、関係情報の周知等による啓発が必要です。
- 3 障害区分や希望するサービスによっては、遠方の対象施設等を利用している現状があることを踏まえ、障がい者の自立した暮らしの充実に向けて、質と量の両面から、その環境充実に図り、必要に応じ、関連サービスを展開する施設や事業所等の市内への誘致が必要です。

取組方針

① 障害に対する理解の浸透

人権啓発や人権教育などを推進することにより、障がい者の人権尊重に対する理解と協力を促進し、当該福祉の意識を高め、ひいては、障がい者の権利擁護に努めます。また、障害のある子ども一人一人のニーズに応じた、きめ細かな支援策を展開し、障害や発達の違いがある子どもも、ない子どもも、ともに身近な地域で育てる環境をつくります。

主な取組	内容	
啓発活動の充実	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・香取広域運営会議の香取広域権利擁護・差別解消部会を主体としたセミナーの運営 ・関係機関等の連携による障がい者福祉関連の公開講座などの実施
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やパンフレットなどの各種媒体による啓発活動の推進 ・香取市社会福祉協議会と協力した広報活動の推進 ・障害者団体・NPO等による広報活動の支援
福祉教育の推進	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・教育及び保育機関での交流行事やイベントの充実 ・保健・医療・福祉分野への従事を志す子どもたちに対する進路指導や相談内容の充実

② 障がい者の権利擁護の推進

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、当制度の利用を支援することにより、権利擁護の実質的な拡大を図ります。また、障がい者等の自立した生活の確保及び権利擁護の重要性等について、関係情報等の周知による啓発に努めます。

主な取組	内 容	
成年後見制度への理解、制度利用促進（再掲）	体制	・ 関係機関との連携強化 ・ 対象者の家族状況、財産所持を審査する体制の構築
	実行	・ 制度に関する周知の徹底
権利擁護に係る意識啓発	体制	・ 関係機関等との連携
	実行	・ 関係情報等の定期的な周知

③ 障害関係サービスを提供する施設や事業所の確保

提供するサービスの種別によっては、市内に活用できる施設等がなく、実態として、遠方まで出向く必要があることから、利用状況や今後の動向等を鑑み、必要な施設や事業所の誘致等に努めます。

主な取組	内 容	
施設等サービス利用実態の把握	体制	・ 関係機関等との連携
	計画	・ 利用者に係る動向等の把握 ・ 必要な施設等の整理及び検討
関係施設や事業所等の誘致	実行	・ 市内関係事業所との連携による新たな事業展開の模索 ・ 必要な施設や事業所等の誘致

5節 大綱3：健康・福祉の充実

3-6

健康づくり・感染症

■ 主担当課 健康づくり課

■ 関係課
子育て支援課
環境安全課・市民課

小施策

- 1 健康増進・保健衛生 2 防疫・感染症
3 予防接種

5年後の目指す姿

市民一人一人が健康づくりに関心をもち、それぞれの意識とライフステージに応じた健康づくりに率先して取り組むほか、防疫、感染症対策や予防接種体制等の充実を含め、多様な保健衛生サービスが提供されており、元気にはつらつと、安全・安心な暮らしの実現に向けた取組が展開されています。

業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022(令和4)	2023(令和5)	2025(令和7)	2027(令和9)
健康増進・保健衛生	がん検診の受診率	各年度における市が実施するがん検診の受診率 (健康づくり課調べ) KPI	19.5% (2021)	27.0%	28.0%	29.0%
	肝炎検診の受診率	各年度における市が実施する肝炎検診の受診率 (健康づくり課調べ) KPI	24.5% (2021)	27.0%	29.0%	30.0%
	フッ化物洗口実施者率 (小学校児童)	各年度における市が実施する小学校児童のフッ化物洗口実施率 (健康づくり課調べ) KPI	35.8% (2021)	50.0%	70.0%	75.0%
	むし歯有病者率 (3歳児)	各年度における市が実施する3歳児歯科検診結果によるむし歯有病者率 (健康づくり課調べ) KPI	14.4% (2021)	12.0%	10.0%	9.0%
	乳幼児健診の受診率	各年度における市が実施する乳幼児健診の受診率 (健康づくり課調べ) KPI	80.0% (2021)	100%	100%	100%
防疫・感染症	狂犬病予防注射接種率	各年度における市内の畜犬登録件数のうち狂犬病予防注射の接種率 (環境安全課調べ)	71.3% (2021)	73.0%	76.0%	79.0%
予防接種	A類疾病定期接種率	各年度における市が実施する風しん、日本脳炎等A類疾病定期接種の接種率 (健康づくり課調べ) KPI	78.3% (2021)	85.0%	95.0%	100%

関連する個別計画

- ・香取市地域福祉計画(2018(平成30)年度～2023(令和5)年度)
- ・健康かとり21(第3次)(2022(令和4)年度～2026(令和8)年度)
- ・香取市子ども・子育て支援事業計画(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)
- ・第3期香取市特定健康診査等実施計画(2018(平成30)年度～2023(令和5)年度)

現状と課題

- 1 がん検診は、医療機関での個別検診の実施による検診機会の拡充が望まれています。また、コールセンターの設置による電話予約受付のみで対応している現状を踏まえ、その充実に係る検証を経て、より一層、市民の利用しやすい体制と環境を整えながら、受診率の向上を図る必要があります。
- 2 死亡原因の多くは日頃の生活習慣が関係する病からで、中高年となった多くの市民が何らかの生活習慣病を持っているなど、重大な健康障害へつなげる可能性が高い状況にあることから、特に、生活習慣病を予防する体制の強化や取組が必要です。
- 3 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりは、身体やこころの健康につながるだけでなく、生活の質を高め、豊かで充実感のある暮らしの実現へとつながり、ひいては健康寿命を延ばします。定期的な検診と予防処置、及び早期からの歯科疾患の予防等に係る具体的な取組が重要な点を考慮し、引き続き、十分な対応を図る必要があります。
- 4 2021（令和3）年度の市民に対する健康意識調査において、バランスの取れた食事を1日2回以上食べている人の割合は約50%で、児童・生徒では約30%の状況にあるなど、子どもが健全な食習慣を身につけるための積極的な取組及び食育への対応が必要となっています。
- 5 長引くコロナ禍により、疾病に対する不安や日常生活の制限等が重なり、不満、悩み、イライラ、ストレス等を感じている人は多く、特に若い世代では8割を超える状況にあると言われていています。また、75歳以上の高齢者では、ストレス等を上手く解消できない割合が多く、市の健康相談ダイヤル24におけるストレス・メンタル関連の相談が増えています。現在、様々な事情を起因とした精神不安要素の拡大、個人の意識や価値観の変化をはじめ、日常生活に係る精神的なリタイア等の状況が著しくなっており、あらゆる世代において、こころの健康に対する支援が必要となっています。
- 6 出産や育児に対する保護者等の不安やストレスを軽減し、子育てに対し、より前向きな姿勢になってもらえるよう、その割合を少しでも増やすため、妊娠、出産、育児に関する丁寧な指導や関連情報の効果的な提供が必要です。また、本市の乳幼児健診において、健康管理上注意すべき対象児数は、年々増加傾向にあり、全体の約半数に及んでいます。引き続き、乳幼児全ての健康診査を行い、疾病及び発達等の心身障害を早期に発見するなど、適切な指導等に努める必要があります。



定期的な健康診査

取組方針

① がん検診の充実

個別検診の更なる実施を検討しながら、状況に応じ、医療機関に対する協力依頼・働きかけを行うほか、手続や実施等に係る事務連携体制の検証及び改善を図ります。また、検診の予約手段については、コールセンター予約受付に加えて、24時間受付可能なWeb予約システムの導入を検討しつつ、市民のより利用しやすい環境等を整え、受診率の向上を図ります。

主な取組	内容	
検診機会の充実（個別検診の導入検討）	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診指針を満たす検診体制の充実 ・医療機関との連携及び協力要請の検討 ・事務手続体制の充実
	計画	・受診率の向上対策及び個別検診の導入等検討
	実行	・各種がん検診の適正な執行
受診しやすさの向上	計画	・Web予約システムの導入検討

② 健康増進計画等の策定及び生活習慣病予防対策の展開

医療機関との連携をはじめ、市民の各種健診・検診結果や被保険者等に係る各医療保険等事業者の疾病に係る統計等を踏まえ、次期健康増進計画等の策定・推進を図り、健康の保持増進に努めます。

特に、肝炎ウイルスによる感染の早期発見及び早期治療につなげる措置を講じ、肝硬変及び肝がんへの進行防止につなげるよう努めます。また、早期に骨量減少者を発見・特定し、骨粗しょう症予防に係る指導や生活習慣病予防対策等の必要な取組を推進します。

主な取組	内容	
健康増進計画「健康かとり21」（第4次）の策定	体制	・関係機関等との連携
	計画	・現状分析及び次期計画の策定
第4期香取市特定健康診査等実施計画の策定	体制	・関係機関等との連携
	計画	・現状分析及び次期計画の策定
肝炎ウイルス検診の充実	計画	・個別検診など受診しやすい体制の検討
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・肝炎ウイルス検診の実施 ・陽性者に対するフォローアップ事業の実施
骨粗しょう症検診の実施	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・骨粗しょう症検診の実施 ・指導の充実及び必要な取組の促進
生活習慣病予防について知識の普及	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・予防講座、健康講演会の実施 ・健康相談の実施 ・病態別教室の実施
生活習慣病予防対策の展開	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、各医療保険者との連携 ・相談支援及び指導体制の充実
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市民疾病動向の把握及び分析 ・生活習慣病予防対策指針等の作成

③ 歯と口腔の健康づくり

歯科疾病予防の重要性及び正しい知識の啓発・普及と、計画的な検診の実施による早期発見、早期治療の定着により、健康寿命の延伸を図ります。

主な取組	内容	
乳幼児歯科相談の実施	体制	・歯科医院及び関係機関との連携
	実行	・ブラッシング・フッ素応用法等の周知・相談
保育所(園)、こども園でのブラッシング指導・むし歯予防の推進	体制	・保育所等との連携
	実行	・ブラッシング指導等の口腔衛生指導の推進 ・給食だより等による啓発の実施
学校における歯科保健の充実	体制	・教育委員会及び各学校等との連携
	実行	・児童、生徒への歯科健康教育の実施 ・フッ化物洗口によるむし歯予防の取組
歯周疾患の予防と早期発見	体制	・各医療保険者及び関係機関との連携
	実行	・成人・妊婦歯科検診の実施 ・香取匠瑳歯科医師会が実施している口腔がん検診の支援

④ ライフステージに応じた正しい食習慣の普及と食育の推進

新型コロナウイルス感染症の流行を契機とするリモートワークの増加等により家族で食事をとる機会が増えており、家庭における「食育」を考える契機となっている状況を踏まえ、インターネット等を通じた効果的な情報発信を行うなど、栄養バランス、食文化、食品ロス等への意識の醸成に努めます。また、デジタル化等への対応が困難な高齢者については、食育健康推進員等の地域ボランティア活動との連携による啓発を行うとともに、児童生徒については、教育委員会等関係機関の方針に則り、例えば、農業体験等を通じた学習機会の拡充や学校給食の更なる充実等により、子どもの頃からお年寄りまで、正しい食習慣が身につくよう、食育の推進を図ります。

主な取組	内容	
ライフステージに応じた正しい食習慣の普及と「新たな日常」における食育の推進	体制	・多様な関係者との連携及び協働
	実行	・学校等における積極的な食育施策の推進 ・デジタル技術等を活用した情報発信による意識啓発
食習慣及び食育に係る推進方針等の作成	体制	・関係機関との連携
	計画	・現状把握及び推進方針等の作成

⑤ こころの健康づくりへの支援

自殺は、誰もが当事者に成り得る重大な問題となっており、こうした深刻な事態に至る状況を未然に防ぐ観点を含め、当事者等に寄り添う相談支援体制の強化に努めるほか、時代の趨勢とともに個々の意識や価値観が多様化している実態を踏まえつつ、こころの健康とストレスに対処できる方法を身につけられるよう、様々な関係機関等との連携を図りながら、関連事項の幅広い普及啓発を行います。また、身近な人のサインに気づき適切な相談機関へとつなげるよう、地域における様々な活動団体等と連携しながら、総合的な見守り体制の確立を図ります。

主な取組	内容	
こころの健康づくりの推進	実行	・様々な情報媒体を活用した正しい知識の普及啓発
相談支援体制の強化	体制	・保健所等関係機関との連携 ・研修の実施等による相談職員の知識スキル向上
	実行	・こころの健康講座の開催や健康相談等の実施
地域における見守り体制の確立	体制	・多様な活動団体等との連携及び総合的な体制の確立
	実行	・各種団体の委員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施

⑥ 妊婦及び乳幼児の健康増進

重点

乳幼児に対する健康診査を行い、疾病及び発達障害を早期に発見し、必要な療育につなげます。また、乳幼児健診などの機会を活用し、対象親子と支援者等が出会う場を創出するなど、精神状態・育児状況を把握するだけでなく、世帯の生活や養育者の状況を理解し、身近に相談できる信頼関係を築き、早い段階からより良い支援ができる体制強化に努めます。また、ママパパ教室や離乳食相談などを継続実施しながら、妊娠、出産、育児に関する指導や情報提供を行います。

主な取組	内容	
乳幼児健康診査の実施	体制	・事前の対象者情報の把握及び関係各課との連携
	実行	・未受診者への受診の促進
発達相談の実施	体制	・関係機関との連携
	実行	・保護者への理解促進と適切な支援 ・継続的な支援経過や状況等の把握
ママパパ教室の開催	実行	・子育てに関する教室の開催継続 ・母子だけでなく世帯全体の支援措置の展開

2 防疫・感染症

現状と課題

- 1 新たな感染症等に対する情報は、緊急的な措置と対応に追われ、確認できる事項等が限定的で判断の難しい局面が多くなることから、保健所等関係機関との協議を綿密に行い、情報連携体制を強固なものとするなど、対策本部の円滑な運営を含め、市民に正確な情報を速やかに提供する体制を確立する必要があります。また、感染症予防対策の更なる充実を図るため、特に、市民目線の対応が重要になるなど、計画内容の検証・見直しを含め、よりの確な処置の徹底が求められています。
- 2 動物病院での狂犬病予防個別注射数は増加している一方で、市主催の狂犬病予防集合注射での注射頭数は年々減少しており、全体として狂犬病予防注射接種率は伸び悩んでいます。畜犬登録において、異動（死亡等）未届けの発生により、狂犬病予防注射接種状況の把握にも影響を及ぼしていることから、狂犬病予防及び畜犬登録の更なる啓発が必要です。
- 3 災害時の避難所等における生活環境の保全及び床下浸水家屋等に係る被災後の対応をはじめ、健やかな日々の暮らしを阻害する害虫や害獣等の防除など、公衆衛生上の防疫体制がより確実なものとなるよう求められています。

取組方針

① 感染症予防対策に係る情報連携体制等の確立

新たな感染症等の蔓延を想定し、必要な情報共有項目の整理や関係者間の業務分担を明確にするなど、関係機関と協議、連携しながら、市民への適切かつ速やかな対応を図る観点を含め、強固な情報連絡体制を構築します。また、法や計画等に基づき保健所等との連携を図りながら、具体的かつ適正な予防対策に努めます。

主な取組	内容	
新型インフルエンザ等対策行動計画の内容検証	見直し	・計画内容の検証及び見直し事項の整理
対策本部体制の充実	見直し	・執行体制及び業務分担等内容の検証
情報連携体制の強化	体制	・保健所等関係機関と連携した業務の明確化 ・タイムラインを意識した必要な情報共有項目の整理
	実行	・関係機関との連携協定の締結 ・市民に対する必要な情報提供方法の充実
感染症拡大防止対策に係る適正な業務の執行	体制	・保健所等関係機関との連携 ・明確な役割分担に基づく庁内執行体制の確立
	実行	・法や計画等に基づく適正な処置の執行

② 狂犬病の予防啓発等による防疫施策の実施

これまでの広報誌、市ウェブサイト、飼い主宛通知での周知に加え、市内動物病院との更なる連携を図り、狂犬病予防注射の接種率の向上を目指します。また、畜犬登録の徹底に努めるほか、啓発により飼育放棄等を要因とした野犬等の増加防止を図ります。

主な取組	内容	
狂犬病予防注射の啓発	体制	・市内動物病院との更なる連携
	実行	・広報誌、市ウェブサイトへの掲載 ・飼い主宛通知による予防注射の推進
畜犬登録の徹底、異動漏れの解消	実行	・現状把握及び登録推進施策の検討 ・登録、異動届等の徹底に係るPR施策の実施
野犬等の増加につながる防止措置の実施	実行	・飼い主の希望に基づく犬猫不妊、去勢手術への支援

③ 災害時等の防疫及び公衆衛生施策の充実

防疫・公衆衛生対策に係る様々な取組内容を精査しながら、必要な措置を講じることとし、その施策体系化を図るとともに、特に、災害時の防疫・衛生対策を拡充するため、避難所及び被災家屋等に係る対応の強化に努めます。

主な取組	内容	
災害時における防疫施策の充実	実行	・避難所等における防疫衛生施策の充実 ・被災家屋等に係る防疫施策の適正な実施
公衆衛生に係る取組の精査(再掲)	計画	・現況と課題の精査 ・取組施策の体系化
害虫・害獣対策の実施(再掲)	体制	・苦情・相談体制の充実
	実行	・防除・防疫対策の実施
小動物火葬処理等の実施	体制	・香取広域市町村圏事務組合等との連携 ・放置死骸等巡回パトロール体制の充実
	実行	・おみがわ聖苑におけるペット火葬の受付 ・小動物放置死体の適正な処理

3 予防接種

現状と課題

- 1 国のワクチン認証状況により、ワクチンの流通量・供給量が極端に不足した場合、対象年齢での接種機会を逃すケースが発生しているため、状況に応じ、ワクチン供給状況に応じた優先年齢接種を行うなど、接種希望者の接種漏れを解消する必要があります。また、法に基づき、接種対象となっているものについては、各年代等における接種時期の周知、機会の拡充等、適切な執行及び対応を図る必要があります。

取組方針

① 対象年齢での予防接種の適切な執行及び促進

重点

ワクチン接種対象者へは早期接種を促す注意喚起を図るとともに、未接種者へは再度の接種勧奨を実施するなど「接種忘れ」による接種漏れが起こらないよう、適切な執行に努めます。また、医療機関に対し、適宜、ワクチン供給量に応じた優先年齢接種を依頼するなど、協力、連携体制を堅持しながら取り組みます。

主な取組	内容	
法定接種の適切な執行	体制	・医療及び関係機関との連携 ・執行体制の充実
	実行	・適切な周知及び機会の拡充
接種漏れの解消	体制	・医療機関との協力連携
	実行	・各予防接種対象者全員への案内発送 ・未接種者への再通知の送付 ・一部のワクチン接種に限り、契約外医療機関における償還払い制度の導入



ワクチンの個別接種

地域医療

■ 担当課 健康づくり課

■ 関係課 —

小施策

- 1 地域医療
- 2 病院経営

5年後の目指す姿

安全で安心な医療が提供され、市内のみならず、周辺の地域医療体制が充実することにより、市民が安心して暮らせるまちを支えています。

業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022(令和4)	2023(令和5)	2025(令和7)	2027(令和9)
地域医療	香取おみがわ医療センターの時間外患者応需率	各年度における香取おみがわ医療センターの時間外患者応需率(出典:香取おみがわ医療センター中期計画) KPI	47.1% (2021)	70.0%	80.0%	80.0%
病院経営	香取おみがわ医療センターの経常収支比率	各年度における香取おみがわ医療センターにおける経常収支比率(出典:香取おみがわ医療センター中期計画)	99.3% (2021)	90.9%	97.6%	97.6%

関連する個別計画

- ・香取市健康増進計画「健康かとり21(第3次)(2022(令和4)年度～2026(令和8)年度)
- ・地方独立行政法人香取おみがわ医療センター中期計画(2022(令和4)年度～2025(令和7)年度)

1 地域医療

現状と課題

- 1 急な病気・けがで困った時の対応や健康・医療・育児・介護に関する相談に対し、在宅当番医による診療体制のほか、医師・保健師・看護師が24時間年中無休で電話相談を受け付ける体制を維持する必要があります。
- 2 市内に分娩機能を有する医療機関がないため、全ての妊婦が市外の医療機関で出産していることから、産婦人科の立地促進が必要です。また、当該立地の実現により、関係する保健サービスの充実を図る必要があります。
- 3 地方独立行政法人となった香取おみがわ医療センターは、急性期医療、かかりつけ医機能、在宅医療の3つを医療機能の柱として、地域住民が安心して暮らすことのできる地域医療の実現に努めています。引き続き、香取おみがわ医療センターの運営を支援し、地域医療体制の充実を図る必要があります。

取組方針

① 医療機関との連携と相談体制等の確保

重点

24時間年中無休で電話相談を受け付ける体制を継続して確保します。また、医師不足や住民ニーズの多様化を踏まえながら、病院・診療所における役割分担を明確にし、公立病院を含む救急医療体制を構築します。

主な取組	内容	
相談しやすい体制の確保	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間電話相談体制の維持 ・事業内容の周知徹底 ・関係機関との連携
救急医療体制の構築	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・県・医療機関及び関係機関との連携
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握と対応方針の確認 ・県計画に対する反映事項等の要望

② 産婦人科施設の円滑な開設と安定経営に向けた継続的な支援

重点

市内の全ての妊婦が市外の医療機関で出産している現状の早期改善と、市民が出産から子育てまでを安心して暮らすことができるよう、子育てに係る継続的な医療体制を構築するため、引き続き、産婦人科施設の誘致、立地促進に取り組みます。また、産婦人科施設誘致後において、更なる出生率の向上に資するため、関連施策の充実と安定経営に向けた継続的な支援措置を図ります。

主な取組	内容	
産婦人科施設の円滑な開設に向けた支援	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・開設者との情報共有・意見交換の実施
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・開設に向けた各種支援の実施 ・市内外へのPRの実施
産婦人科施設の安定経営に向けた継続的な支援と連携	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・立地に伴う関連施策の充実検討と実施 ・連携等が可能な事業についての検討と実施
	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・各種奨励金等の交付 ・市内外へのPR施策の促進

③ 地域医療体制の充実

重点

香取おみがわ医療センターは、急性期医療、かかりつけ医機能、在宅医療の3つを医療機能の柱として、地域住民が安心して暮らすことのできる地域医療の実現に努めています。医師確保対策に要する経費や救急医療の確保等の病院事業の運営に要する費用を支援するなど、県の計画を踏まえた地域医療体制の充実を図ります。

主な取組	内容	
地域医療体制の充実に向けた取組	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・県・医療機関及び関係機関との連携
	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・県計画に対する反映事項等の要望
香取おみがわ医療センターの機能充実	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・医師確保対策に要する経費支援 ・救急医療の確保に要する経費等に対する支援 ・看護師等確保対策の検討

現状と課題

1

香取おみがわ医療センターは、安定的かつ持続可能な病院経営を目指し、2022（令和4）年4月1日より地方独立行政法人へ移行しました。引き続き、市民の暮らし及び地域医療を支えるため、香取おみがわ医療センターの経営基盤の強化及び安定化が必要です。

取組方針

① 香取おみがわ医療センターの経営基盤の強化及び安定化

香取おみがわ医療センターについては、法的な財源措置を含む各種支援策を講じるとともに、地方独立行政法人の経営原則である独立採算制を目指す観点から、各事業年度の業務計画や実績について適正な評価等を行いつつ、引き続き、経営基盤の強化及び安定化を図ります。

主な取組	内容	
香取おみがわ医療センターの経営基盤の強化及び安定化	実行	<ul style="list-style-type: none"> ・法的な財源措置の適用 ・医師確保対策などへの必要な措置に係る財政的支援の実施 ・業務計画及び実績についての適正な協議や評価の実施 ・定期的な情報共有と意見交換の実施



香取おみがわ医療センター

3-8

5節 大綱3：健康・福祉の充実

保険・社会保障

■ 担当当課 市民課

■ 関係課 税務課・債権管理課
社会福祉課

小施策

- 1 国民健康保険 2 後期高齢者医療
3 国民年金 4 生活保護

5年後の目指す姿

保健予防に係る意識の高まりとともに健康診査や健康・医療情報が広く市民に浸透し、医療費が抑制されるなど、保険制度が健全に運営されています。また、年金に係る取扱いが適切に執行されるほか、生活に困窮した人たちの救済及び自立に向けた支援が行き届いています。

業績評価指標

小施策	指標名	指標の説明	現状値	目標値		
			2022(令和4)	2023(令和5)	2025(令和7)	2027(令和9)
国民健康保険	特定健康診査の受診率	各年度における40歳以上の国保被保険者の受診率(市民課調べ)	40.0% (2021)	45.0%	50.0%	60.0%
後期高齢者医療	後期高齢者健康診査の受診率	各年度における後期高齢者健康診査の受診率(市民課調べ)	34.6% (2021)	35.0%	38.0%	40.0%
生活保護	生活困窮状態の改善された世帯数	各年度における生活困窮者自立支援事業により生活改善(増収)できた世帯数(社会福祉課調べ)	33世帯 (2021)	36世帯	38世帯	40世帯

関連する個別計画

- ・ 第2期香取市国民健康保険データヘルス計画(2018(平成30)年度～2023(令和5)年度)

現状と課題

- 1 第2期香取市国民健康保険データヘルス計画の検証を実施するとともに、第3期計画を策定し、被保険者の健康保持・増進・生活の質の向上及び医療費の適正化を目指す必要があります。
- 2 健康診査を毎年受診する被保険者は一定数いるものの、国の40歳以上における受診率の目標値である60%には達しておらず、今後も啓発活動に努めるなど、健康診査の受診率を上げる必要があります。
- 3 生活習慣病患者は増加傾向にあり、医療費の増大や重症化を招くだけでなく、その規模によっては、保険制度の運営にも関わってきます。特に、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や特定保健指導を推進するなど、健康に係る意識の高揚をはじめ、保険者として行う保健事業の充実に努め、ひいては、医療費の抑制を図る必要があります。
- 4 40歳未満の若年層の健康診査受診率が低い中、メタボリックシンドローム予備軍や該当者が増加傾向にあるため、より早い段階からの対策が必要です。
- 5 国民健康保険税の収納率は改善傾向にありますが、引き続き、医療保険制度の理解と納税意識の喚起を促し、公平な負担及び課税を図る観点から、収納率を向上させる必要があります。また、保健事業の継続した経営健全化を図るため、関係機関との連携に努めつつ、経営計画の的確な見通し及び保険税率の適正化等に努める必要があります。

取組方針

① 計画的な健康保持増進施策の推進

第2期香取市国民健康保険データヘルス計画の検証を実施し、第3期計画を策定します。また、計画に基づき保健事業を実施し、被保険者の健康保持・増進・生活の質の向上及び医療費の適正化を図ります。

主な取組	内容	
第2期香取市国民健康保険データヘルス計画の検証及び計画策定	計画	・疾病統計の分析及び状況把握 ・現行計画の検証及び次期計画の策定

② 健康診査受診率の向上推進

被保険者に健康診査の有効性を広く周知し、意識向上を図ることで将来の医療費抑制へとつなげます。また香取郡市医師会等の協力の基、健康診査の受診機会を増やします。

主な取組	内容	
香取郡市医師会等との連携	実行	・医師会や医療機関との連携強化
	見直し	・近隣市町での受診拡大に向けた検討 ・効果的な集団健診の検討
健康診査未受診者対策の推進	実行	・AI分析による健診の優先順位付けを用いた勧奨 ・受診の必要性等幅広い周知活動の展開

③ 生活習慣病の予防及び改善支援等保健事業の充実

特定健康診査や特定保健指導を通じて生活習慣を見直す被保険者を増やし、その生活習慣病の予防と重症化予防を支援します。また、健康チャレンジ事業の拡大や増加傾向にある生活習慣病患者の医療費削減を推進し、QOLの向上を図ります。

主な取組	内容	
特定健康診査及び特定保健指導等保健事業の推進	計画	<ul style="list-style-type: none"> 指導のオンライン化の検討 より効果的な指導内容等の検討（方針作成を含む） 疾病動向等の分析及び現状把握 保健事業推進方針等の作成
	実行	<ul style="list-style-type: none"> 健康チャレンジ事業に係る市内協賛店の増加 新たな保健事業の展開
生活習慣病に係る医療費削減の推進	実行	<ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品の活用推進 レセプト点検の強化

④ 若年層への生活習慣病予防の推進

健診受診率の低い40歳未満の国民健康保険加入者への啓発を強化し、健康診査受診を通じて自身の健康状態を知ってもらい、特に増加傾向にある生活習慣病の予防を推進します。

主な取組	内容	
早期介入による健康意識の向上	実行	<ul style="list-style-type: none"> 早期健康診査の受診勧奨 生活習慣病に係る知識の周知及び意識の高揚 健診受診に係る意識の啓もう
メタボリックシンドローム予備軍及び該当者の指導	実行	<ul style="list-style-type: none"> 健診結果に基づく結果説明会の実施 効果的な指導内容及び定期観察の適用 定期的な通院治療の促進

⑤ 保険税の収納率向上及び保険事業の経営健全化

口座振替等の推進による現年分の収納確保を前提に、徴収体制の強化及び早期の滞納処分を実施し、公平な負担及び課税に努めます。また、保険事業の経営健全化に資するため、引き続き、関係機関との連携を図りながら、的確な経営計画の見直し及び保険税率の適正化等に努めます。

主な取組	内容	
保険事業の経営健全化	体制	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携 国民健康保険運営協議会への諮問答申
	計画	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の傾向分析及び経営計画の的確な見直し 保険税率の適正化
保険税収納率の向上	実行	<ul style="list-style-type: none"> 滞納整理及び納付相談の強化 口座振替の推進 納付手続のキャッシュレス化の推進

現状と課題

- 1 75歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険は、国民健康保険との差別化が法律で図られており、年齢に伴う保険者の移行により、サービス内容の低下や不便さが生じないように努める必要があります。
- 2 健康に関する講演会や運動教室等の事業を通じて、健康意識の向上や医療費の抑制を図っており、対象高齢者の増加や意識の多様化等を踏まえ、より健康寿命の延進に向けて、保健事業の充実など、質の高い取組を展開する必要があります。
- 3 ほとんどの加入者が年金からの特別徴収により保険料を納付しており、現年分の収納は確保できていますが、支払いが難しい方、特に普通徴収分の低所得者滞納者への対策が必要です。

取組方針

① 国民健康保険と同等のサービスの維持

後期高齢医療保険制度では十分に担保されていない健康診査等の促進を図るため、人間ドックへの補助等を継続するなど、加入者の健康増進及び利便性向上に努めます。

主な取組	内容	
健康診査の受診促進	実行	・人間ドック受診者への助成の継続 ・健康診査の受診に係る啓発強化

② 健康増進事業の充実

健康を意識する機会となる講演会や教室を開催するとともに、各種啓発を行います。また、介護保険事業及び庁内各部署等と連携し、健康寿命の増進に向けた後期高齢者の健康維持・増進施策を拡充します。

主な取組	内容	
保健事業の確立及び各種教室の開催	体制	・介護保険事業、関係機関や施策との連携
	計画	・疾病動向等の分析及び現状把握 ・保健事業推進方針等の作成
	実行	・運動教室、健口教室、低栄養教室等の開催
庁内関係課等との連携による高齢者健康増進対策への支援	体制	・関係機関や施策との連携
	実行	・健康状態不明者の状況確認 ・残薬バッグの配付による適正服薬の推進

③ 保険料の収納率向上及び保険事業の経営健全化

高齢者の生活環境に配慮した収納方法の拡充を図るとともに、高額滞納者や困窮者等に対する納付相談を行い、計画的に納付を進めていきます。

主な取組	内容	
保険事業の経営健全化	体制	・後期高齢者医療広域連合及び関係機関との連携
保険料収納率の向上	実行	・納付方法の拡充 ・滞納整理及び納付相談の強化

3 国民年金

現状と課題

- 1 法定受託事務として、年金関係の諸届の受理・進達及び年金に関する情報提供を行っています。日本年金機構及び佐原年金事務所と連携しながら適正な運営を行うとともに、マイナポータルを活用した国民年金手続の電子申請の普及を周知していく必要があります。

取組方針

① 国民年金制度の普及・啓発

日本年金機構や佐原年金事務所との連携を強化し、市窓口における適切な業務を執行します。また、マイナポータルを活用した国民年金手続の周知など、年金制度の普及啓発に努めます。

主な取組	内 容	
国民年金制度の普及・啓発及び事務の適正化	体制	・関係機関との連携強化
	実行	・諸届の受理や通達等事務手続の適正な執行 ・電子申請による手続の周知

現状と課題

- 1 心身、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者は増加傾向にあり、その動向等の把握及びケースに応じた適切な対応に努めるほか、可能な限り、困窮状態を改善するために支援を行う必要があります。
- 2 生活保護世帯は増加傾向にあり、健康管理に問題を抱える方が多いため、健康増進に係る意識の向上を図るほか、自立に係る支援施策を講じる必要があります。

取組方針

① 生活困窮者等の自立支援の推進

生活困窮者等の自立促進を図るため、包括的な支援体制を強化します。特に、国が三位一体事業として推奨している家計改善支援事業の導入を検討し、家計管理能力を養い、早期自立のための支援を行います。

主な取組	内容	
生活困窮者の自立支援	体制	・重層的支援体制の構築及び推進
	計画	・生活困窮者の動向及び現状把握
	実行	・自立に向けた包括的継続的支援の実施 ・就労に向けた基礎能力形成の支援を実施 ・自らの家計管理能力を養う支援の検討

② 生活保護受給者の自立促進

的確なケースワーク業務の確立を図りつつ、生活状態の改善に向けて必要な支援を行うとともに、暮らしの自立を促進します。また、健康診査未受診者に対して架電や文書送付を行い、定期健診の受診を促進するなど、特に被保護者の健康意識の向上と健康増進に努めます。

主な取組	内容	
保護業務の適正な遂行	実行	・被保護者に配慮した業務遂行 ・的確なケースワーク業務の確立 ・支援に係る他制度との関連性の整理
被保護者の健康管理支援	体制	・関係機関との連携
	実行	・健康診査の受診勧奨による健康意識向上 ・健康増進施策の展開によるリスクの回避
被保護者の自立支援	体制	・民生委員や関係機関等との連携 ・相談支援体制の充実
	計画	・生活保護受給者の動向及び現状把握
	実行	・稼働能力を有する被保護者への就労支援の強化